

## 長浜市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第3号から第8号までに規定するものを除く。）をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公課 市税以外の市の債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分  
の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 市の債権に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長等の責務)

第4条 市長及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則等の規定に基づき、市の債権を適正に管理しなければならない。

### (台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則等で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

### (債権管理計画等)

第6条 市長等は、市の債権の管理の向上に資するため、計画期間を定めた債権管理計画を策定し、これを定期的に見直さなければならない。

- 2 市長等は、債権管理計画に基づき、毎年度、徴収計画を策定しなければならない。
- 3 市長等は、債権管理計画又は徴収計画を策定し、又は見直したときは、当該債権管理計画又は当該徴収計画を議会に提出し、これを公表しなければならない。

### (督促、滞納処分、強制執行等)

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくは規則等で定めるところにより、督促しなければならない。

- 2 市長等は、市税及び公課の滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令又は条例で定めるところにより、処理しなければならない。
- 3 市長等は、非強制徴収債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 4 市長等は、非強制徴収債権について、自治令第171条の5から第171条の7まで

の規定により、その徴収停止、履行期限の延長又は当該非強制徴収債権に係る債務の免除をすることができる。

(債務者に関する情報の利用)

第8条 実施機関（長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。この条において同じ。）は、市税又は公課が期限までに履行されない場合において、その保有する当該債務者に係る情報を、当該市税又は当該公課を徴収する職員に利用させることができる。

2 実施機関は、非強制徴収債権が期限までに履行されない場合において、その保有する当該債務者に係る情報を、当該非強制徴収債権を徴収する職員に利用させることができる。ただし、法令等により目的外利用を制限される債務者に係る情報は除く。

3 実施機関は、前項ただし書の規定にかかわらず、債務者が市税又は公課と非強制徴収債権とをともに期限までに履行しない場合は、当該債務者に係る市税又は公課の賦課及び徴収に関する情報を、当該市税又は公課と当該非強制徴収債権とを併せて徴収する職員に限り利用させることができる。

4 前2項の規定により債務者に係る情報を利用する職員は、自治令第171条の2に規定する強制執行等、自治令第171条の5に規定する徴収停止、自治令第171条の6に規定する履行延期の特約等、自治令第171条の7に規定する免除及び第11条に規定する債権の放棄の措置をとるに当たり、その判断に必要な事項に限り当該債務者に係る情報を利用できるものとする。この場合において、当該職員は、他の職員に当該情報を提供してはならない。

5 前4項に規定するもののほか、債務者に係る情報の取扱いについては、長浜市個人情報保護条例に定めるところによる。

(延滞金の減免)

第9条 市長等は、市の債権にかかる債務者がその債務を履行しなかったことについてやむを得ない理由その他特別な理由があると認めるときは、該当する条例に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。

(相殺)

第10条 市長等は、非強制徴収債権に係る債務を期限までに履行しない者が市に対して金銭債権を有するときは、当該非強制徴収債権と当該金銭債権とを民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき相殺することができる。ただし、別に法令等で相殺することができない旨の定めがある場合を除く。

(債権の放棄)

第11条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。ただし、債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合は、この限りでない。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。

- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
  - (4) 債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
  - (5) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている状態又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行される見込みがないと認められるとき。
  - (6) 自治令 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお、同条の規定に該当し、履行される見込みがないと認められるとき。
- 2 市長等は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（公表）

第 12 条 市長等は、毎年度、この条例の運用実績（債権管理計画及び徴収計画の実績を含む。以下同じ。）を取りまとめ、これを評価しなければならない。

- 2 市長等は、決算を議会の認定に付すに当たっては、前項の規定による運用実績及び評価を併せて提出し、これを公表しなければならない。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 12 条の規定は、平成 25 年度の運用実績及び評価から適用する。